

ふくおか県央環境広域施設組合条例第4号

ふくおか県央環境広域施設組合監査委員条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 監査委員は、法第199条第4項の規定により監査を行うときは、あらかじめ監査期日及び要領を組合長及び関係機関に通知しなければならない。

(請求又は要求による監査)

第3条 法第75条第1項、法第98条第2項、法242条第1項及び法第243条の2第3項の規定による監査の請求若しくは法第199条第6項の規定による監査の要求があったとき、又は法第125条の規定により議会から請願の送付を受けたときは、速やかに監査に着手又は措置しなければならない。

(現金出納の検査)

第4条 法第235条の2第1項の規定による毎月の出納検査の期日は25日とする。ただし、その期日が休日又は職員の勤務を要しない日に当たるとき、その他やむを得ない理由により検査を行うことができないときは、変更することができる。

(決算等の審査)

第5条 監査委員は、法第233条第2項の規定により決算及び証書類その他必要な書類が審査に付されたときは、速やかに意見を付けて組合長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(公表の方法)

第6条 監査委員の行う公表は、ふくおか県央環境広域施設組合公告式条例(平成31年条例第1号)第2条の規定を準用する。

(事務局)

第7条 監査委員に関する事務を処理するため、監査委員に事務局を置く。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、監査委員に関し必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。